

日 銀 業 第 3 9 3 号

2 0 2 0 年 6 月 1 5 日

補完当座預金制度対象先 御中

日 本 銀 行

「補完当座預金制度に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、標記規程の一部を別紙のとおり改正して本日から実施するとともに、2020年5月16日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用することとしましたので通知します。

—— 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」

12. に定める貸付先の当座預金への付利に関する改正です。

—— 本改正にあわせて、日本銀行ホームページに掲載している「補完当座預金制度における預り金利息の計算について」¹および「補完当座預金制度における付利対象残高試算ツール」²を更新しています。

以 上

¹ <https://www5.boj.or.jp/bojnet/hokan/keisan.pdf>

² <https://www5.boj.or.jp/bojnet/hokan/shisantool.xlsx>

「補完当座預金制度に関する細則」中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. この細則の趣旨

「補完当座預金制度基本要領」（平成28年1月29日決定。以下「基本要領」といいます。）および「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日決定。以下「オペ基本要領」といいます。）に基づく補完当座預金制度当座預金等への付利に関する取扱いについては、この細則によるほか、「当座勘定規定」その他日本銀行が定めた規則等の定めるところによります。

- 4. (3) イ. (注2) 中「http」を「https」に改める。

- 4. (3) ロ. (注) を横線のとおり改める。

(注)「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」に関する特則」、「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」に関する特則」、「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する基本約定」に関する特則」、「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」および「日本銀行が行う平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいいます。以下同じです。）の借入れは、当該系統中央機関の借入れとして取り扱います（当該系統中央機関の会員である金融機関が対象先であっても、当該対象先の借入れとして取り扱いません。）。

○ 4. (4) の次に次の (5) を加える。

(5) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から法定準備預金額を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）のうち、「日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する基本約定」に基づく借入れ^(注)の平均残高に満つるまでの金額については、オペ基本要領 1 2. (1) に定める利率とします。

(注)「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションに関する基本約定」に関する特則」に基づく系統中央機関の借入れは、当該系統中央機関の借入れとして取り扱います（当該系統中央機関の会員である金融機関が対象先であっても、当該対象先の借入れとして取り扱いません。）。

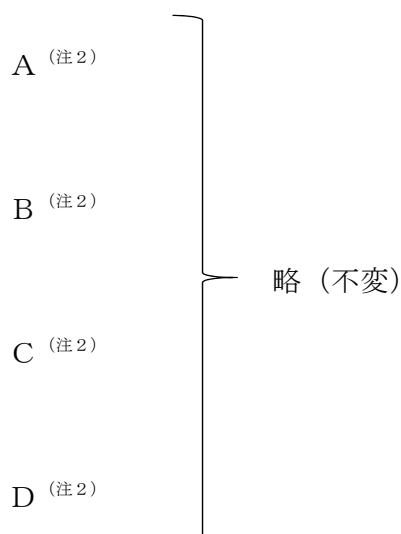
○ 5. (3) を横線のとおり改める。

(3) 付利対象積み期間ごとの利息については、次の計算式により算出します^(注)。

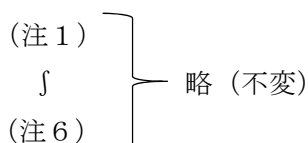
(注) 付利対象積み期間中に 4. (2) から 4. (4) までに定める適用利率が変更された場合には、当該付利対象積み期間における法定準備預金額(積数)、4. (2) の金額(同)、4. (3) の金額(同)、4. (4) の金額(同) を、利率の変更前の期間における対象預金の平均残高(同) に順次割り当て、その割り当てた金額については、それぞれの変更前の適用利率により、また、割り当てられなかった残余の金額(同) については、それぞれの変更後の適用利率により、利息を算出します。

付利対象積み期間中に 4. (5) に定める適用利率が変更された場合には、当該付利対象積み期間における 4. (5) の金額(積数) を、利率の変更前の期間における同項に定める借入れの平均残高(同) に割り当て、その割り当てた金額については、変更前の適用利率により、また、割り当てられなかった残余の金額(同) については、変更後の適用利率により、利息を算出します。なお、当該付利対象積み期間における対象預金の平均残高(積数) が、法定準備預金額(同) および 4. (5) に定める借入れの平均残高(同) の合計金額を下回るときは、後者から前者を差し引いた金額(以下「差引金額」といいます。) を、利率の変更前の期間における当該借入れの平均残高(同) から控除したうえ、また、控除されなかった残余の差引金額については、変更後の期間における当該借入れの平均残高(同) から控除したうえ、同様に利息を算出します。

$$\text{利息}^{(注1)} = A + B + C + D + E$$



$$E^{(注2)} = \frac{\text{4. (5) に定める金額 (積数)}^{(注7)}}{365} \times \frac{\text{4. (5) に定める利率 (\%)}}{100}$$



(注7) ①から積数 a を減じた金額 (零を下回る場合を除きます。)のうち、「付利対象積み期間における4. (5) に定める借入れの毎日 (銀行休業日の場合には、その前営業日) の終業時の残高の合計金額」に満つるまでの金額をいいます。

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 資料の提出等

対象先は、日本銀行が補完当座預金制度の当座預金等への付利にかかる適切な運用を確保するために必要と認める場合には、日本銀行の求めに応じ、その保有する現金の状況に関する資料の提出その他の情報提供を行うものとします。

○ 8. を横線のとおり改める。

8. 細則の改正等

日本銀行は、補完当座預金制度の当座預金等への付利にかかる適切な運用を確保するために必要と認める場合には、この細則を履行するための手続その他その履行に必要な事項を定めるほか、この細則を改正することができるものとします。

- 書式例を横線のとおり改める。

(書式例)

○年○月○日

○○銀行（社・庫） 御中

日本銀行業務局（○○支店）

補完当座預金制度関係預り金利息決済予定通知

貴行（社・庫）にかかる○年○月積み期間（○年○月16日～○年○月15日）分の補完当座預金制度関係預り金利息につき、補完当座預金制度に関する細則（以下「細則」といいます。）に基づき、当店にある貴行（社・庫）の本店等名義の当座勘定（準備預り金口座）に（から）、下記のとおり入金（引落）を行う予定ですので通知します。

記

入金（引落）日：○年○月○日

摘 要：預り金利息（摘要コード 190）

入金（引落）額：○○○,○○○円

(参考)

付利対象積み期間における当座勘定における 預り金（準備預り金）の金額（積数）	○○○,○○○円
細則4.（1）に定める金額（同）	○○○,○○○円
細則4.（2）に定める金額（同）	○○○,○○○円
細則4.（3）に定める金額（同）	○○○,○○○円
細則4.（4）に定める金額（同）	○○○,○○○円
細則4.（5）に定める金額（同）	○○○,○○○円

以 上